

自動車運搬船の定義及び適用規則に関する事項

改正規則

鋼船規則 A 編及び R 編

改正事項

自動車運搬船の定義及び適用規則に関する事項

改正理由

2014 年 5 月に開催された IMO 第 93 回海上安全委員会 (MSC93) において、圧縮水素燃料自動車又は圧縮天然ガス燃料自動車を貨物として運送する自動車運搬船に対し、追加の火災安全措置を規定する SOLAS 条約第 II-2 章の改正が決議 MSC.365(93)として採択された。また、本規定の適用対象となる自動車運搬船の定義を明確にすべく、2016 年 11 月に開催された IMO 第 97 回海上安全委員会 (MSC97) において、MSC.1/Circ.1555 が承認された。本会は同要件を既に本会規則に取入れている。

2017 年 6 月に開催された IMO 第 98 回海上安全委員会 (MSC98) において、SOLAS 条約上においても、上記自動車運搬船の定義が明確となるよう本条約の改正が IMO 決議 MSC.421(98)として採択された。また、同決議において、自動車を運送する船舶に対し適用される規則を明確にする改正も行われている。

このため、決議 MSC.421(98)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 「自動車運搬船」は、ロールオン・ロールオフ区域又は車両積載区域内に貨物としての自動車を運送するよう設計された自動車専用運搬船とするよう改めた。
- (2) 自動車を運送する船舶に対し適用される要件を明記した。

改正条項

鋼船規則 A 編 1.2.4

鋼船規則 R 編 3.2.54, 17.1.2, 20.2.1, 20A.2.1